

平成24年4月24日

公正取引委員会による下請代金支払遅延等防止法に関する勧告について

平成24年3月29日付で、「中小企業庁からの下請代金支払遅延等防止法の措置請求について」にてお知らせしましたが、同措置請求に基づき、本日、当社は公正取引委員会より下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」）の規定に基づく勧告を受けました。

これは、下請代金の支払い方法として、契約による手形払いを現金による先行支払いに変更した際などにおいて下請代金から一定率の金額を差し引いた行為が、下請法第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反するものであると判断されたものです。この下請代金の支払いにつきましては、すでに是正措置を講じております。

なお、当社は当該取引を調査・算定のうえ、平成24年4月5日に当該下請代金の減額とされる金額を、当該下請業者に既に返還しております。

当社といたしましては、公正取引委員会の勧告を重く受け止め、社内への周知徹底を図り法令順守に努めるとともに、再発防止のため、より一層の管理体制の強化に取り組んでまいります。

株式会社コナカ